

東京都北区地域防災計画改定概要(素案)に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間:平成29年12月1日(金)～平成30年1月5日(金)

意見提出者数:3名(内訳:窓口2名、北区ホームページ1名)

意見総数:18件

周知方法:北区ニュース(12月1日号)、北区ホームページ、防災課、北区防災センター、区政資料室、地域振興室、区立図書館

提出された意見の要旨とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

【震災対策編 第2部 施策ごとの具体的な計画 第2章 区民と地域の防災力向上】 3件

NO.	意見(要旨)	区の考え方
1	外国人支援対策において、「地域の防災訓練の参加を促す」とあるが、外国には災害が少なく、防災訓練が行われている国はほとんどない。そのため防災訓練を認知している外国人が少ないのではないかと考える。また、地域で防災訓練を行う際、通訳等がないなど、外国人の訓練参加の受入体制が不十分であると考える。このような理由から外国人居住者の訓練参加は困難だと考えるが、区の見解は。	防災訓練を広く認知してもらえるよう、区と消防署で連携し、外国人コミュニティに対し積極的に普及・啓発・訓練実施の働きかけを行います。平成30年中に、外国人コミュニティ向け防災訓練を実施できるよう、現在検討を進めておりますが、この訓練をきっかけに、地域の防災訓練にも参加してもらえるよう、呼びかけを行う予定です。また、通訳については、訓練の日時・内容・必要な外国語等を事前にお知らせいただければ、区から通訳のボランティアを派遣できる場合がございますので、参加が見込まれる場合は防災課へご相談ください。
2	自主防災組織の活動の中の主な事業において、「スタンドパイプ緊急用簡易給水栓の配備などの資機材の整備」とあるが、避難所である小・中学校等へのスタンドパイプ緊急用給水栓の整備も必要だと考えるが、区の見解は。	小・中学校等、避難所への応急給水用資機材(スタンドパイプ、仮設給水栓、ホース等)の配備は、区と東京都水道局が締結する覚書に基づき、平成25年度から平成27年度までの3年間で完了しています。また、平成29年には新たな覚書を締結しており、平成29年から平成31年の3か年で、すべての避難所で応急給水栓の設置工事を行い、新たな応急給水用資機材を配備する予定です。区は引き続き東京都水道局と連携し、災害時の水の確保に取り組んでいきます。
3	「みどりと環境の情報館(エコベルデ)」にボランティアの活動拠点を設置する旨が定められている。しかしながら、風水害の場合は被災が局所的な場合もあり、ボランティアの活動拠点はエコベルデよりも、被災地近隣に設置するか、あるいはサテライトを設置の方がよいケースもある。活動拠点の設置場所については被災状況に合わせて柔軟な対応を求めたい。 一例として、2014年8月の丹波市豪雨災害では、最初は災害ボランティアセンターからバスで被災地まで大量送迎していたが、効率化と復旧の進捗に合わせ、数回に渡り災害ボランティアセンターを移転している。2015年関東・東北豪雨の常総市災害ボランティアセンターの場合は、復旧の進捗に合わせてサテライトを次々と増設して対応している。	みどりと環境の情報館(エコベルデ)は地震災害発生時のボランティアの活動拠点として想定しています。ご指摘のとおり、ボランティアの活動拠点を設置する際は、災害の種別や被災状況を考慮したうえで決定する必要があることから、以下の趣旨で追記いたします。 「ただし、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。」

【風水害対策編 第2部 災害予防 第3章 風水害時の避難所等の特定】 2件

NO.	意見(要旨)	区の考え方
4	<p>垂直避難施設は協定の締結できた施設から順次、毎夏の水害シーズン前にハザードマップ上で公開し、区民への周知を図るべきである。現状ではどこが垂直避難施設になっているのかわからず、大変不安である。</p>	<p>平成28年5月、国土交通省荒川下流河川事務所は、想定最大規模降雨により荒川が氾濫した場合、北区の低地部において浸水深0.5m以上の状態が2週間以上続くというシミュレーション結果を公表しています。垂直避難した場合、2週間孤立した状態で生活を続けるのは困難であるとともに、東京都内における荒川浸水想定区域内の人口は約300万人とも言われ、早期の救助も期待できません。以上の理由から、区は、荒川氾濫等の大規模洪水時には事前に高台等への避難行動をお願いしており、万が一安全な場所に避難する時間的余裕がない場合は、浸水の危険が少ない高い建物への垂直避難を勧めています。</p> <p>したがって、ハザードマップ等に協定を締結している垂直避難施設を明示することで、区が垂直避難を積極的に推奨しているという誤解を招かないよう、現時点では具体的な施設名の公表を控えています。ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
5	<p>「大型台風・停滞前線→荒川氾濫」の避難所は「高台に位置する北区立小中学校等」とされているが、区内の高台まで遠い地域もある。足立区新田の高規格堤防(豊島隣接)や、板橋区の台地(浮間近隣)も位置づけて頂きたい。隣接市区への避難を想定している例は江戸川区に実在する。</p>	<p>避難所とは、被災者が一定期間生活を送るための施設(学校等の建物)を指しますので、堤防や台地を避難所として指定することはできません。水害の場合、指定された避難所へ避難することよりも、まずは浸水の危険がない高台へ避難することが優先されますので、隣接自治体の高台へ避難することに問題はありません。「東京都北区地域防災計画(震災対策編・風水害対策編)平成29年3月修正」の601頁に他区市町村への避難に関する記載がございますので、ご参照ください。</p> <p>なお、荒川が氾濫した場合、浸水深0.5m以上の状態が2週間以上続くエリアもございますので、万が一の場合を除き、浸水しても孤立する恐れがない高台への避難をお願いいたします。</p>

【その他のご意見】 13件

NO.	意見(要旨)	区の考え方
6	<p>防災公園、学校等、公共施設外周に送水管を設置し、地域の防災に貢献すべきだ。</p>	<p>東京都水道局では、避難所等区内の重要施設を中心に水道供給ルートの耐震化を進めるほか、広域的な送配水管のネットワーク化を進めるとともに、特に重要な幹線の二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っています。区は、引き続き東京都水道局と連携し、災害時の水の確保に取り組んでいきます。</p>
7	<p>避難所となる公園間等を送水管で結び、長距離送水ポンプを配備することにより、避難所間の水の融通、周辺近隣火災時の消防用水の給水に利用できるようにすべきだ。まず手始めに、鉄道線路脇に送水管の設置を。</p>	
8	<p>夜間災害では街路灯の明りは安全安心に加え、救助のため大変重要で役立つと聞く。バッテリーを備えた、停電時でも消えない街灯は大変重要であり急ぐべきだ。</p>	<p>区道においては、バッテリーを内蔵した街路灯の整備実績がないため、今後の検討課題といたします。なお、防災施設(マンホールトイレやかまどベンチ等)を備える公園では、ソーラー電池で点灯するタイプの公園灯を一部に導入しています。</p>

NO.	意見(要旨)	区の考え方
9	備蓄食料にえん下障害や胃ろうの人にも使えるゼリー系の栄養飲料食品を加える必要があります。	平成29年度、一部の福祉避難所に対し、咀嚼や飲みこみが不自由な方でも食べやすいミキサー粥を配備しました。区は、引き続き、要配慮者の特性に応じた備蓄食料の確保に努めます。
10	昨今は非常に多くの物事が電気を前提として動いている。停電時に備え、(充)電池による十分なバックアップや電気を使わなくてもできる様にする必要がある。自家発電すら止まる事も想定をする必要がある。	区では、庁舎に非常用発電機を備えるとともに、避難所・地区本部(地域振興室)等に小型発電機を配備しています。今後も発電機等の整備や燃料の確保に努めます。
11	「病院・施設から在宅へ」の流れの中、重度の人も在宅生活をしている。これらの人は人工呼吸器、吸引器等、多数の電気を前提とした機器を必需品としている。停電時のため100V対応充電機が必要だが、介護保険の品目には入っていない。区独自の制度として助成、補助、貸与、給付等が必要です。	介護機器については、非常災害等により大規模な停電が発生した際には、自家発電機用の燃料の供給や緊急相談窓口の設置などについて、国から指針や通知が提示されます。区では、これらの内容に基づき適切に対応してまいります。
12	停電が長期になる場合は、板橋区が行うような区施設での医療介護福祉機器用充電機の充電ができるようにする必要があります。	大規模な停電時において、在宅で人工呼吸器などの医療機器を使用されている方のため、医療機器のバッテリーに充電するための発電機等の区施設への配備については、他自治体の先進事例を参考にしながら、検討を進めてまいります。
13	飲食店、そうざい店等、厨房の内装完全耐火化義務化規制。	消防法・火災予防条例等の法令が定める基準以上の構造や設備については、管理者の責任においてそれぞれ対応するものと捉えておりますが、国や東京都の動向を踏まえ、一定の考え方が示された際には、本計画への記載等、検討してまいります。
14	洪水ハザードマップで浸水の想定される地域の公共施設(公園・駅を含む)に「土のうステーション」の設置を。	区では、事前申し込みに基づき、指定場所まで土のうを搬送する体制を整えておりますので、ご活用ください。また、水害が多い一部の地域については、地域の要望に基づき、近隣の公園等に土のうを配備しております。
15	公共施設の閉館時間帯や休日等休館日の災害に、素早く一時避難所として利用できる様に緊急開館対応できる体制、システムの構築が必要。	区は、速やかに災害対応にあたるため、非常配備態勢を構築しております。特に避難所については、近隣に居住している職員を参集職員として指定しており、一定規模以上の災害が発生した際には、自動的に避難所へ参集する仕組みとなっております。より実効性のあるものとするため、必要に応じて体制の検討・見直しを行ってまいります。
16	避難者を守り、機能を維持するため、防災公園にウォーターウォールや放水銃の設置	区では、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災パーゴラ等を設置した防災に配慮した公園の整備を進めておりますが、放水銃が設置されている公園は、災害時の拠点となる北区防災センターと隣接する滝野川公園のみとなっております。ウォーターウォールや放水銃の整備にあたっては水源の確保も必須であり、避難場所に指定されているその他の公園については、延焼防止や熱気流・煙の上方拡散を促す防火性の高い樹木を広場周辺に植栽することを、公園の面積や周辺の環境等も考慮しつつ推進してまいります。

NO.	意見(要旨)	区の考え方
17	洪水で大きな浸水の想定される地域の公共施設(新庁舎含む)に船、ボートの配備を。	ボートについては、一部の災害備蓄倉庫において配備していますが、公共施設へのボートの配備については、今後の検討課題とさせていただきます。荒川氾濫のような大規模水害は数日に渡る大雨により発生するため、区は気象状況等を考慮したうえで、前もって「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」を段階的に発令していきます。区から避難の指示があった際は、速やかに高台へ避難するようお願いいたします。
18	「あり得ることは起こる」に加え、「あり得ないと思うことも起こる」という前提で備えなければならない前提を明示することが最低でも必要。	東京都北区地域防災計画は、国や東京都が公表する「首都直下地震等による東京の被害想定」や「地震に関する地域危険度測定調査報告書」、「浸水想定区域図」等を前提に作成されています。